

令和元年6月17日

議 事 録

下 郷 町 農 業 委 員 会

下郷町農業委員会6月定例総会議事録

1 開催日時 令和元年6月17日(月)午後1時30分から2時30分

2 開催場所 下郷町役場庁舎 3階 「正庁」

3 出席委員(10人)

会 長 11番 渡 部 功

会長職務代理者 2番 星 正 喜

委 員 1番 湯 田 吉 春 4番 玉 川 勝 久

5番 大 竹 貫 一 6番 佐 藤 行 正

7番 星 希 8番 渡 部 友 之

9番 渡 部 博 行 10番 佐 藤 輝 男

推 進 委 員 菊 池 照 雄 猪 股 芳 文 星 幸 一

佐 藤 節 雄 室 井 勇 雄 小 山 敏 喜

和田山 秀 男 星 陽一郎 星 昭 正

金 子 政 彦 室 井 常 邦 渡 部 豊

星 新一郎 横 山 利 秋 室 井 勝 雄

星 芳 一

4 欠席委員 3番 小 山 常 喜

5 議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名

7番 星 希 委員

8番 渡 部 友 之 委員

日程第2 議案第12号 農用地利用集積計画の決定について

日程第3 議案第13号 農用地利用配分計画(案)について

日程第4 議案第14号 農地法第5条の規定による許可申請について

日程第5 議案第15号 下郷農業振興地域整備計画の変更について

6 農業委員会事務局職員

・議案説明のため出席した職員 事務局長 渡 部 浩 市

・会議の書記 事務局 五 十 嵐 雛

議長 これより、会議を開きます。

本日の出席委員は、10名であります。事務局報告のとおり、定足数に達しておりますので、令和元年6月定例総会を、開会いたします。

本総会には、4議案、16件を提案いたしますので、委員各位の慎重なる審議をお願いいたします。

それでは会務の報告を、おこないます。事務局から報告をさせます。

局長 (会務の報告)

議長 これで会務の報告を終わります。

日程第1、議事録署名委員の指名についてを議題といたします。

議事録署名委員は、会議規則第8条の規定により、7番星希委員、8番渡部友之委員の両名を指名いたします。

両名には、本定例総会における議事録のご署名をお願いすることといたします。

直ちに、議事に入ります。

日程第2、議案第12号農用地利用集積計画の決定について、を議題といたします。

事務局より議案の朗読と説明を求めます。

局長 それでは、1ページをお開きください。

議案第12号 農用地利用集積計画の決定について、令和元年6月3日付元農第171号で、下郷町長 星 學より農用地利用集積計画につき諮問がありましたので、これを審査のうえ適否を決定する。

令和元年6月17日提出 下郷町農業委員会 会長 渡 部 功

3ページをご覧ください。

この農用地利用集積計画は、農地中間管理事業によるもので、農地中間管理機構が、農地の中間的な受け皿として、所有者から農地を借り受け、農業の担い手等へ、貸付けを行う事業です。

まず、農地所有者から農地中間管理機構である、[] [] []に、賃貸借権の設定を行うものでございます。

貸し手が11人、借り手は、農地中間管理機構である [] [] []になります。

利用権の設定面積は、賃貸借権設定で田が24筆で58,535㎡、畑が1筆で1,096㎡です。合計25筆で、59,631㎡になります。設定期間はすべて4年になります。

次に4ページをご覧ください。

今回の利用権設定は、すべて、再設定です。

この件につきましては、農業経営基盤強化促進法に基づく「農用地利用集積計画の公告」により、[REDACTED]が、「農地中間管理権」を取得するものであります。以上で説明を終わります。

議長 只今から質疑に入らせていただきます。発言のある方は挙手を願います。
本案に対し、ご質疑ございませんか。

8番委員 中間管理事業を利用することにあたって、貸し手側、借り手側それぞれに手数料が発生するが、借り手は、負担は多少なりとも理解できますが、貸し手側は、手数料の負担があることは理解されているのでしょうか。

局長 この設定にあたりましては、3月までおりました中間管理機構の[REDACTED]
[REDACTED]より、貸し手、借り手に対して説明があり、申出の提出になったと思っております。最低800円が、[REDACTED]の手数料になります。

8番委員 貸し手、借り手、それぞれ最低800円の手数料を負担することに納得しているということによろしいんですね。

局長 そう理解しております。

議長 そのほか、質疑ございませんか。

(なしの声あり)

議長 質疑がないものと認め、質疑を終わります。議案第12号農用地利用集積計画の決定について、を採決いたします。

お諮りします。本案を、原案のとおり、決定することに賛成の方は挙手を願います。

採決 (全員挙手)

議長 全員賛成でございますので、議案第12号農用地利用集積計画の決定については、原案のとおり決定されました。

日程第3、議案第13号農用地利用配分計画(案)について、を議題いたします。

事務局より議案の朗読と説明を求めます。

局長 続いて、6ページをお開きください。

議案第13号 農用地利用配分計画(案)について、令和元年6月3日付元農第172号で、下郷町長 星 學より、農用地利用配分計画(案)が提出されましたので、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により下記のとおり意見を述べるものとする。

記としまして、意見の内容、農用地利用配分計画(案)のとおり適当と認める。

令和元年6月17日提出 下郷町農業委員会会長 渡 部 功

農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第2項に基づき、農地中間管理機構は、市町村に対し、農用地利用配分計画の案を作成し、農地中間管理機構に提出するよう求めることができることとあり、同条第3項に、利用配分計画案の作成を行う場合において必要があると認めるときは、農業委員会の意見を聴くものとするとされており、本議案により、農業委員会の意見を求めるものでございます。

7ページ、8ページをご覧ください。

本案件は、ただ今、議案第12号で、ご議決いただきました。借り手が、福島県農業振興公社で、貸し手が、XXXXXXXXXX 外10名分 25筆で 59,631㎡を、農地中間管理事業により XXXXXXXXXX から XXXX の XXXXXXXXXX に4年の賃貸借を設定し、転貸するものであります。

本案件は、XXXXXXXXXX 農地中間管理事業の実施に関する規程第13条の要件に適合していると考えられます。以上で説明を終わります。

議長 ただ今から、質疑に入らせていただきます。

発言のある方は、挙手を願います。

本案に対し、ご質疑ございませんか。

(なしの声あり)

議長 質疑がないものと認め、質疑を終わります。議案第13号農用地利用配分計画(案)の決定について、採決いたします。

お諮りします。

本案を、原案のとおり、決定することに賛成の方は挙手を願います。

採決 (全員挙手)

議長 全員賛成でございますので、議案第13号農用地利用配分計画(案)の決定については、原案を適当と決定されました。

議長 続きまして、日程第４、議案第14号農地法第５条の規定による許可申請について、を議題といたします。事務局より議案の朗読と説明を求めます。

局長 ９ページをお開きください。

議案第14号農地法第５条の規定による許可申請について、農地法第５条の規定による農地転用が、その当事者より下記のとおり提出がありましたので、意見を付して県知事に進達するものとする。

令和元年６月１７日提出。下郷町農業委員会会長 渡部 功。

１０ページをお開きください。番号１について説明いたします。

譲受人は、[REDACTED]、譲渡人は、[REDACTED]です。

申請地は、畑で、[REDACTED]で、1,038㎡のうち265.99㎡を中継基地局の建設に伴い、作業兼通路用地として、使用貸借権を設定し、許可の日から３カ月間、一時転用するものであります。

申請事由は、当該地域は、既存局との間に、通話品質が低下する地域のため、中継基地局の建設をすることになり、通路兼作業用地と仮設トイレのために一時転用をするため、でございます。農振農用地であります。

１８ページをお開き願います。申請箇所ですが、上が[REDACTED]から、下が[REDACTED]へ抜ける[REDACTED]の[REDACTED]の前に現在、[REDACTED]の携帯電話の中継基地局が立っています、[REDACTED]よりの脇になります。

１９ページが、公図で、４７８－１が、集会所で、[REDACTED]の中継基地局が[REDACTED]にあり、今回 [REDACTED]の斜線の部分が転用箇所になります。

２０ページが、土地利用図になります。

２１ページが、基地局の立面図になります。

１０ページに戻っていただきまして、番号２について説明いたします。

譲受人は、[REDACTED]。
譲渡人は、[REDACTED]と[REDACTED]です。

申請地は、[REDACTED]、田で、１５０㎡と、同じく[REDACTED]田で １８４㎡でございます。

トンネル工事の資材置場として、賃借権を設定して、令和３年１２月３１日まで一時転用するものであります。

申請事由は、[REDACTED]工事の工事場所だけでは、資材の仮置きする場所を確保することが困難なため、トンネル工事の資材置場として、一時転用のためのものです。農振農用地であります。

では、２２ページの位置図をご覧ください。

左が[REDACTED]で、右側が[REDACTED]に位置します。こちらから行きますと工事現場の右側手前になります。

２３ページが、土地利用図になります。

町道側に資材を置いて、上側を運搬車両の通路とすることとあります。

以上で説明を終わります。

議長 続きまして、担当委員より調査結果の説明を求めます。番号１について大沢地

区担当推進委員の横山利秋委員にお願いします。番号2については、白岩担当推進委員の室井勝雄委員にお願いいたします。

横山利秋
担当委員

6月11日、私と農業委員の星正喜委員、事務局で、[REDACTED]の[REDACTED]の立会いのもと、現地調査をしてきました。
土地所有者の[REDACTED]は、都合がつかないということで欠席でありました。
現地は、既設局との間に通話品質が低下するため、中継基地局の建設が不可欠となり申請となりましたので、よろしくをお願いいたします。

室井勝雄
担当委員

6月11日、譲受人[REDACTED]、[REDACTED]、譲渡人の[REDACTED]と[REDACTED]の代理人[REDACTED]の立会いのもと、私と農業委員の星正喜氏、事務局で、現地調査してきました。
転用目的は、湯野上トンネル工事に伴う資材置場としての使用でございまして、申請地は、現在、休耕地です。令和3年12月31日までの一時転用であり、使用後は、敷砂利を撤去して現況に復元するということです。よろしくご審議をお願いします。以上です。

議 長

これで調査結果の説明を終わります。農地法に基づく農地転用許可の検討事項について説明を求めます。

局 長

番号1について説明いたします。
本件の携帯電話の中継基地局は、農地法施行規則第4条の1第22号の「認定電気通信事業者が中継施設又はこれらの施設を設置するため必要な道路若しくは索道の敷地に供するため農地を農地以外のものにする場合」に該当するもので、転用目的については適当であると考えます。
続きましては、資力及び信用についてですが、必要な資金については、自己資金全額で完成させるとのことで、残高証明書が添付されており、適当であると考えます。
転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意状況でございしますが、県と協議中ですけれども、明治31年2月10日付けで抵当権が設定されております。設定者が個人であり、特定できないとのことであり、同意はもらえておりません。
申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性につきましては、許可の日から3ヶ月の工事期間で終了するとのことで、確実であると考えております。
申請に係る事業の施行に関して行政庁の免許、許可、認可等につきましては、出入口とする部分について町道の管理者である建設課と協議ができておりまして、許可が出しだい、使用協議書が提出することになっています。
農地以外の土地の利用見込みは、ただいま申し上げました、町道の出入口20.4㎡となります。
計画面積の妥当性につきましては、土地利用計画により妥当であると考えます。
一時転用することによって生じる周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無ですが、土砂の流出等を防止するための措置として、作業場外周囲に土砂や雨水が流出しない様に土木シート、鉄板敷設を用い造成するものであり、汚水が流出しないよう、仮設トイレを設け使用する。ということでありますので、復元計

画も提出されており、問題はないものと考えます。

番号2についてご説明いたします。

本件は、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地に該当しますので、第2種農地です。農振農用地ではありますが、一時転用でありますので、転用目的も申請事由のとおりであり適当であると考えます。

続きまして、資力及び信用についてですが、申請者は、必要な資金については、自己資金全額で完成させるとのことで、残高証明書が添付されており、適当であると考えます。

転用行為の妨げとなる権利を有する者はありません。

申請に係る用途に遅滞なく供することの確実性につきましては、先月の定例会総会に、議案として提出されました旧民宿ながみねの現場事務所の脇に食堂を設置する一時転用の許可もでており、確実であると考えております。

申請に係る事業の施行に関して行政庁の免許、許可、認可につきましては、町道との出入口ではありますが、町道について建設課と協議ができておりまして、許可が出しだい、使用協議書が提出することになっています。

農地以外の土地の利用見込みも該当しません。

一時転用することによって生じる周辺の農地等に係る営農条件への支障の有無ですが、資材置場ですので、取水も排水もありませんので、問題はないと思いますが、町道の反対側に水路がありまして、水路を壊さないよう水路との距離を十分確保するように指導しております。農地への復元計画も提出されておりますので、問題はないものと考えます。以上でございます。

議長 ただいまの、事務局説明、現地調査報告、農地法第5条の要件について、質問、意見等ございませんか。

発言のある方は、挙手を願います。

(なしの声あり)

議長 質疑がないものと認め、質疑を終わります。
議案第14号農地法第5条の規定による許可申請について採決をいたします。
お諮りします。

本案を、原案のとおり決定することに、賛成の方は、挙手願います。

採決 (全員挙手)

議長 全員賛成でございますので、議案第14号農地法第5条の規定による許可申請については、原案のとおり、意見を付して、県知事に進達するものと可決されました。

続きまして、日程第5、議案第15号 下郷農業振興地域整備計画の変更についてを、議題といたします。

事務局より議案の朗読と説明を求めます。

局長 11ページをお開きください。

議案第15号 下郷農業振興地域整備計画の変更について、令和元年5月27日付元農第154号及び令和元年5月29日付元農第156号で、下郷町長星學より、下郷農業振興地域整備計画の変更計画が提出されましたので、農業振興地域の整備に関する法律施行規則（昭和44年農林省令第45号）第3条の2の規定により、下記のとおり意見を述べるものとする。

記としまして、意見の内容 下郷農業振興地域整備計画の変更計画に対し異議ありません。令和元年6月17日提出、下郷町農業委員会会長 渡 部 功。
農業振興地域整備計画変更についてご説明いたします。

今回は、件数は、2件で、まず1件目が、議案書12ページをお開き下さい。
携帯電話基地局用地として、畑、9㎡を農業振興地域の農用地から除外するものであります。

申請場所は、今ほど、議案第 14 号でご議決いただきました、[REDACTED] の案件でございます。変更の理由といたしましては、13 ページをお開きください。

まず、整備計画の変更を必要とするに至った経過について、携帯電話の普及に伴い、通話不良区域解消のため携帯電話基地局が必要となり、地域内での調査の結果、最も通話品質の改善が見込まれる用地として、本申請地を選定した。

2として、土地利用計画の変更により農業面にどのような影響があるかについては、農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれはない。

３として、変更後の土地利用計画に対する基本方針については、優良農地を確保・保全し、農業生産の計画目標達成に努力するということです。

14ページをお開き願います。

「変更箇所個別検討表」の「変更の目的及び必要性」で農用地区域からの除外については、「農業振興地域の整備に関する法律」第10条第4項で、農用地区域に含まれない土地を規定されています。

その根拠としましては、「農業振興地域の整備に関する法律施行令」第8条第4項で、公益性が特に高いと認められる事業に係る施設のうち農業振興地域整備計画の達成に著しい支障を及ぼすおそれが少ないと認められるもので、農林水産省令で定められておりまして、「農業振興地域の整備に関する法律施行規則」第4条の4第1項第21号 電気通信法による認定電気通信事業の用に供する空中線系（その他支持物を含む）又は中継施設。に該当しますので、問題がないと考えられます。

続きまして、2件目が、議案書15ページをお開きください。

農家住宅建築用地として、田、971m²を農業振興地域の農業地から除外する
ものであります。

申請場所は、24ページ、[REDACTED]になります。裏通りに位置する[REDACTED]
[REDACTED]であります。

25ページが、土地利用計画図になります。

26 ページが、平面図になります。

27ページが、立面図になります。

16ページに戻っていただき、

まず、整備計画の変更を必要とするに至った経過について、事業計画者は、町営住宅を賃貸し、居住しているが、実家の住宅が老朽化しているため、新築し、XXXXXXXXXXと同居する計画となった。新築場所の検討にあたり、現在の住宅地は、主要町道から奥まっており、地形的、面積的に適当でないため、新たに農業振興地域農用地区域外から建築に適した場所を検討したものの見つからなかった。当該地は、所有する農地において最適地であると判断した。

2として、土地利用計画の変更により農業面にどのような影響があるかについては、申請地以外に代替える土地はなく、農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれはない。また、担い手の利用集積に支障を及ぼす恐れはない。

3として、変更後の土地利用計画に対する基本方針については、本町の農業振興を図るべく、優良農地を確保・保全し、農業生産の計画目標達成に努力するということです。

17ページの「変更箇所の個別検討表」をご覧ください。変更の目的及び必要性については、16ページに書かれている変更理由と同じでございます。

続きまして、下の欄につきましては、農振地域からの除外にあたり、5つの要件がありまして、この要件をすべて満たす場合に限り、農振農用地から除外することができることになっております。その要件に対する町の考え方が書かれています。

検討事項ごとに説明いたします。

法第13条第2項第1号は、除外に係る土地を農用地等以外の用途に利用することが必要かつ適当であって、農用地区域以外に代替する土地がないことが要件でありまして、これに対しまして、農家住宅建設を計画し、場所選定を行ったが、申請地以外に適地がなく、やむなく申請地を選定したものであるということです。

法第13条第2項第2号は、農用地区域内における農用地の集団化、農作業の効率化その他土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれがないと認められることが要件でありまして、これに対しまして、農用地区域の外周部に位置し、農用地区域内における集団化、作業の効率化等、また農地の総合的な利用に支障を及ぼす恐れはないと認めますということです。

法第13条第2項第3号は、農用地区域内における効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に支障を及ぼすおそれがないと認められることが要件でありまして、これに対しまして、特に支障を及ぼすおそれがないということです。

法第13条第2項第4号は、農用地区域内の土地改良施設に有する機能に支障を及ぼすおそれがないと認められることが要件でありまして、これに対しまして、周辺の農業用排水等の毀損や用排水の停滞、汚水の流入が生じないよう対策を

講じるため、汚水については、合併処理浄化槽を設置し、また、水路等については、関係機関との協議により適正に機能の確保を行うものとなっているということです。

法第13条第2項第5号は、土地改良事業等の工事が完了した年度の翌年度から起算して8年を経過した土地であることが要件でありまして、これに対しまして、申請地は、農業関連の公共投資は実施されず、土地改良事業またはこれに準ずる事業の実施予定はないということです。

以上が、除外の5要件の町の意見となります。よろしくご審議をお願いいたします。事務局からの説明を終わります。

議 長 只今から質疑に入らせていただきます。発言のある方は、挙手を願います。
本案に対し、ご質疑ございませんか。

(なしの声あり)

議 長 質疑がないものと認め、質疑を終わります。
議案第15号下郷農業振興地域整備計画の変更についてを採決をいたします。
お諮りします。
本案を、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

採 決 (全員挙手)

議 長 全員賛成でございますので、議案第15号下郷農業振興地域整備計画の変更については、原案のとおり決定されました。
以上で、本定例総会に、付議されました議事は、全案終了いたしました。
続きまして、当面の会務予定について事務局より説明をお願いいたします。

局 長 (会務の予定)

議 長 これで会務の予定の説明を終わります。
これをもちまして本定例会を閉会といたします。

(午後2時30分)

上記のとおり会議次第は書記をして記載せしめたものであるが、その内容が正確であることを証明するためにここに署名する。

令和元年 6 月 1 7 日

下郷町農業委員会 議長

委員

委員